

○南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付要綱

(平成22年3月31日要綱第19号)

改正 平成24年7月6日要綱第27号 平成25年8月6日要綱第20号
平成25年10月2日要綱第31号 平成28年3月17日要綱第10号
平成30年8月29日要綱第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の所有者が、町内施工業者を利用して住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に関する改修工事を実施するにあたり、予算の範囲内において、費用の一部を補助することについて、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅とは、戸建ての住宅又は戸建ての併用住宅で、居住の用に供する部分をいう。
- (2) 併用住宅とは、建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分があり、かつ、建築物が一体として登録されている住宅をいう。
- (3) 改修工事とは、住宅の増築、改築及び修繕のうち、別表に掲げる工事をいう。
- (4) 町税等とは、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、町民税、軽自動車税、入湯税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料、下水道使用料、下水道受益者負担金、保育所保育料、幼稚園保育料、道路占用料及び河川占用料をいう。
- (5) 町内施工業者とは、町内に本店、支店、営業所等が登録されている法人及び町に納税申告している個人事業者で、申請者が町税等を完納している者であって、かつ、第15条の規定に基づく町長の資格登録を受けている者をいう。

(補助の範囲)

第3条 町長は、住宅の改修工事に係る費用の一部を補助するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一住居及び同一人について1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、改修工事を行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していない場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 南伊豆町に1年以上住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。）
- (2) 改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者

(補助対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する住宅にあっては、建築基準法関係規定に適合する住宅であること。ただし、都市計画区域外に存する住宅にあっては、この限りでない。
- (3) 建築基準法を遵守した住宅であること。

（補助対象工事）

第6条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 改修工事に要する費用が、消費税及び地方消費税を除き、10万円以上のもの
- (2) 町内施工業者が自ら行う改修工事
- (3) 申請年度の3月10日までに第11条に規定する完了報告を行うことができる工事

2 併用住宅の改修工事については、個人住宅部分を補助対象とし、共用部分については、床面積の割合で按分し、補助対象を算出する。ただし、賃貸住宅については、補助対象外とする。

3 前2項に規定する改修工事に要する費用とは、当該事業について国、県又は本町から他の補助金等の交付を受ける場合には、その額を減したものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、改修工事に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額が、100万円以上の場合には20万円、10万円以上100万円未満の場合には、当該工事費の20%に相当する額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し
 - (2) 建物に関する登記事項証明書、当該物件の固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等建物所有者を明らかにする書類
 - (3) 前号において対象住宅の権利者が他にいる場合は、改修工事施工同意書（様式第2号）
 - (4) 建築確認済証の写し又は証明書の写し（建築確認申請が必要な工事の場合）
 - (5) 工事見積書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの）及び工事概要書（工事箇所、区分、内容、使用材料等が分かるもの）
 - (6) 対象住宅の案内図
 - (7) 工事箇所の図面及び写真（施工前の状況が分かるもの）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定する際の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、町長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更をする場合
 - イ 補助事業の内容を変更する場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が申請年度の3月10日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後3年間保管しなければならない。

（変更等の承認申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、前条第2項第1号に規定する承認を受けようとする場合は、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更等の承認申請があったときは、当該申請内容を審査し、申請が適当であると認めるときは、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金変更等承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、改修工事が完了したときは、完成後14日以内に南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金工事完了届（様式第6号）に工事代金領収書の写し（工事内容の記載されたもの）、施工中及び施工後の写真を添えて町長に報告しなければならない。

（完了検査）

第12条 町長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、当該報告を受けた日から14日以内に完了検査を行わなければならない。

2 町長は、完了検査を行った日から10日以内に、その結果を南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金完了検査合格（不合格）通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の合格通知を受けた者は、速やかに南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（返還）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものと

する。

- (1) 当該補助対象事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。また、既に補助金を交付しているときは、南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還を命じられた交付決定者は、町長の発する納入通知書により当該補助金を返還しなければならない。

（施工業者の資格登録）

第15条 この要綱に基づく住宅改修工事施工業者の資格登録をしようとする者は、南伊豆町住宅リフォーム振興事業工事施工業者資格登録申請書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合は、法人登記全部事項証明書
- (2) 申請者が個人の場合は、住民票
- (3) 町税完納証明書

2 町長は、前項の申請があった場合は、当該申請内容を審査し、相当と認めた場合は、その結果を南伊豆町住宅リフォーム振興事業資格登録通知書（様式第12号）により当該施工業者に通知するとともに、資格を有する者の名簿に登録するものとする。

3 町長は、資格登録を受けた者が提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正な行為があったときは、当該登録を取り消し、その結果を南伊豆町住宅リフォーム振興事業資格抹消通知書（様式第13号）により当該施工業者に通知するとともに、資格を有する者の名簿から削除する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日要綱第27号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年8月6日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月2日要綱第31号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月17日要綱第10号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月29日要綱第61号)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 区分 | 改修工事の内容 |
|----|--|
| 増築 | 既存の住宅部分が無い場所に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより住宅部分が増加する工事 |
| 改築 | 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事 |
| 修繕 | <p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事(外壁のみを行う場合を除く。)</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全性上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で吹き替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他耐震性能向上、安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で次に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替え等の工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p>(7) スロープ、手摺りの設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事</p> <p>(8) 公共下水道へ接続するための排水設備、取付管の工事</p> <p>(9) その他住宅の居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事</p> <p>4 環境負荷軽減に資する工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 高断熱化工事及び高气密化工事</p> <p>(2) 太陽光パネル設置等による二酸化炭素排出量の低減に必要な工事</p> <p>(3) その他環境負荷軽減に資する工事</p> |

様式第1号(第8条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

改修工事施工同意書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金変更等承認通知書

[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金工事完了届

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金完了検査合格(不合格)通知書

[別紙参照]

様式第8号(第13条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第9号(第14条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付取消通知書

[別紙参照]

様式第10号(第14条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金返還命令書

[別紙参照]

様式第11号(第15条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業工事施工業者資格登録申請書

[別紙参照]

様式第12号(第15条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業資格登録通知書

[別紙参照]

様式第13号(第15条関係)

南伊豆町住宅リフォーム振興事業資格抹消通知書

[別紙参照]